IT-Professor
外部委託時の情報セキュリティ管理基準

2021 年 10 月

IT-Professor IT 部

秘 Confidential

更新履歴

	更新日	更新箇所	更新内容
1	2021/10	初版	

秘 Confidential

1. 趣旨・目的

この実施基準は、IT-Professor（以下、IT-P と称す）グループ情報セキュリティポリシー第 9 章(第 24、25 条)の規定に基づき、情報資産の取り扱いを外部委託する場合に、必要な基準を定めたものである。

2. 定義

本基準で用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

1) 外部委託

自社業務を外部の企業・団体または個人などに遂行せしめること。

3. 対象

1) 対象となる情報資産

- 外部委託にかかる情報資産すべてを対象とする。
- 情報(電子化されたデータ、音声、画像等)
- 情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク)

4. 役割

次のとおり役割を定義する。

1) 部門長等

自外部委託先に対し、IT-P グループ情報セキュリティポリシーおよび関係規程に定める事項もしくは同等のセキュリティレベルを遵守させる責任を負う。

5. 遵守事項

業務の委託にあたって、さまざまな脅威から情報資産を保護し、適切に取り扱うため、本基準で定めた事項を遵守しなければならない。

1) 機密保持契約の締結

i 情報を取り扱う業務を委託する場合には、原則機密保持契約を締結しなければならない。

秘 Confidential

ii 委託先による再委託については、原則禁止とする。

iii 再委託される場合、委託先と再委託先の間においても、委託先との間で締結する内容と同等の機密保持契約を締結させること。

2) 管理責任の明確化

外部委託先に対し、委託業務における実務責任者に加え、情報セキュリティに関する管理者等を決定させ、その責務を負わせるとともにセキュリティ管理を実施させなければならない。

3) 管理策の明示

i 外部委託先に対し、取り扱わせる情報資産に基づき、情報の取り扱い内容、利用範囲、管理者等を明示させなければならない。

ii 外部委託先における情報資産の取り扱いについては、IT-P グループ情報セキュリティポリシーおよび関係規程の内容に基づき、適切な保護策を明示させなければならない。

4) 管理状態の確認

i 外部委託先における情報資産の取り扱いについて、委託時の合意内容に基づき実施されているか適宜状況を把握しなければならない。

ii 取り決めた条件を逸脱する行為等があった場合は、適切な処置を講じなければならない。

6. 例外事項

法令または別途定められた規程等により特別の定めがある場合には、責任体制に基づき適切に判断し処理しなければならない。

7. 公開の範囲

本基準は、「社外秘」とし、IT-P グループの従業員等を対象に公開する

8. 改廃

本基準は、定期的に見直しを行うこととし、IT 部にて適宜改定を行うこととする。

また、改定が必要と判断された場合は、速やかに変更を行い、責任体制(情報セキュリティ管理体制)を通じ、その内容をすべての従業員等に周知することとする。

改附則

本基準は、2021 年 10 月 1 日より適用とする。